

第1章 プランの策定にあたって

1 経緯

横須賀市は、平成6年に「女性行政総合プラン（デュオプランよこすか 平成6～12年度）」、その後、平成13年には市民協働の手法を活用し「男女共同参画プラン（デュオプランよこすかPartⅡ 平成13～18年度）」を策定して、男女共同参画社会^{*}の実現に向けて多くの取り組みを進めてきました。

同年、男女共同参画推進の基本理念と責務を明文化した「横須賀市男女共同参画推進条例（以下「条例」）」を制定し、市が率先して男女共同参画を推進し、その取り組み経過を公表することで市役所が市内事業所のモデルとなるよう男女共同参画モデル事業所づくりに取り組んできました。

平成19年に「男女共同参画プラン（デュオプランよこすかPartⅢ 平成19～24年度）」を策定し、平成25年には「男女共同参画モデル事業所づくり計画（平成20～24年度）」を統合した「第4次男女共同参画プラン（平成25～29年度）」を策定しました。

この度、第4次男女共同参画プランの計画期間が平成29年度をもって終了することから、平成30年度（2018年度）から平成33年度（2021年度）を計画期間とする「第5次男女共同参画プラン」を策定いたします。

2 背景

（1）社会情勢の変化

近年の社会情勢として、総人口が減少し少子高齢化の進展により労働力人口が減少していることが挙げられます。また、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加などの社会構造の変化は、地域社会における人間関係の希薄化や孤立感が深まるなど私たちの社会生活に様々な影響を及ぼしています。

就労の場では、従来女性に多かった非正規雇用労働者が、若年層を中心に男女問わず増加しており、雇用不安や経済的に不安定になる人の増加が懸念されています。このような状況がさらなる少子化の助長や貧困等の連鎖を引き起こすおそれがあります。また、出産・育児等による就業の中断は女性のキャリア形成を阻む要因の一つであり、柔軟な働き方ができる職場環境の整備が求められています。

（2）国の動向

●女性の活躍推進

平成25年6月の政府の「成長戦略」において最重要分野として「女性の活躍」が位置付けられ、平成26年10月には、首相と全閣僚を構成員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。

平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）^{*}」が成立し、従業員が301人以上の事業所においては、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析や事業主行動計画の策定が義務付けられました。

●ワーク・ライフ・バランスの推進

平成15年に「次世代育成支援対策推進法^{*}」が制定され、平成23年に改正された同法では、従業員101人以上の事業所において、従業員の仕事と家庭の両立のため一般事業主行動計画の策定が義務付けられました。

平成19年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章^{*}」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、就労による経済的な自立、健康で豊かな生活の確保、多様な働き方・生き方が選択できる社会づくりを目指した取り組みが推進されています。

平成29年に改正された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法^{*}）平成3年制定」により、保育所に入れなどによりさらに休業が必要な場合の2歳までの育児休業取得、従業員への両立支援制度の周知及び育児目的休暇の導入促進の努力義務が定められました。

●男女共同参画に関する意識啓発

平成28年度に内閣府が実施した「男女共同参画社会^{*}に関する世論調査」では「社会において男性の方が優遇されている」と考える人が約74%という結果でした。

また、「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担^{*}意識に反対する人は約54%と5年前に実施した同調査より、反対の割合が徐々に増えているものの、この意識に基づいた制度や慣習が社会に根強く残っていることが、男女共同参画の推進を妨げているとも言えます。

●困難を抱えた人たちが安心して暮らせる社会づくり

非正規雇用労働者やひとり親など生活上の困難に陥りやすい人たちが、男女を問わず増加しています。セーフティネットとして、貧困等の生活上の困難に対応するとともに、個人の様々な生き方に沿った支援が必要です。

また、新たな課題として性的指向^{*}や性自認^{*}に対する偏見や差別に直面している性的マイノリティ^{*}（LGBT）の方々への理解や支援が求められています。

●配偶者に対する暴力の根絶

平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、配偶者からの暴力は他人からの暴力と同様の加害行為であり、重大な人権侵害であることが明文化されました。

平成25年には、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法^{*}）」に改められ、配偶者間に限らず、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とされることになりました。